

三田市規則第 26 号

三田市まなびと交流・共創施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市まなびと交流・共創施設条例（令和 7 年三田市条例第 51 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の手続き)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定により三田市まなびと交流・共創施設（以下「共創施設」という。）の施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可の申請期間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

| 区分 | 申請期間 |
|--------|---|
| 会議室 | 使用しようとする日（以下「使用予定日」という。）の 3 月前の日の属する月の初日から使用予定日の使用開始前まで |
| 共創スペース | 使用開始前まで |

(使用許可)

第 3 条 市長は、条例第 7 条第 1 項の規定により使用を許可したときは、使用許可書を交付するものとする。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が共創スペースを使用するときは、その使用者の子（満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に限る。）を同伴させることができる。

(使用の取消し等)

第 4 条 使用者が、条例別表に掲げる施設の使用の取消し、変更又は中止をしようとする場合は、次の表に掲げる申請期間までに市長にその旨を申請しなければならない。

| 区分 | 申請期間 |
|--------|----------------------|
| 会議室 | 使用予定日の7日前まで |
| 共創スペース | 取消し、変更又は中止をしようとする日まで |

(使用料の後納)

第5条 条例第9条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める場合は、国又は地方公共団体が使用する場合とする。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条に規定する公益上必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額し、又は免除する使用料の額は、当該各号に定める額とする。この場合において、共創スペースの使用料については、これを適用しない。

(1) 公共的団体その他公益上市長が適当と認めるものがその活動のために使用するとき(市を単位とした組織として使用するものに限る。) 当該使用料の全額

(2) その他市長が公益上必要と認めるとき 市長が別に定める額

2 前項各号の規定は、当該使用が営利を目的とする場合は、これらを適用しない。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、還付する使用料の額は、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 天災その他の理由により共創施設を事業の用に供することができなくなったとき 当該使用料の全額

(2) 使用者が会議室の使用予定日の7日前までに使用許可の取消しを申請したとき 当該使用料の全額

(3) 使用者が共創スペースの使用中止を申請したとき 申請した日の翌日からその月の末日までの日数分の日割り金額と、その日の属する月の翌月以降の当該使用料の全額

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき 当該使用料の5割相当額以内において市長がその都度定めた額
(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱す行為を行わないこと。
- (3) 爆発物又は引火性の強い物品等を施設内に持ち込まないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく物品等を販売しないこと。
- (6) 許可なく壁、柱及び扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、共創施設の管理運営上必要な指示に従うこと。

2 施設の使用を終了したときは、直ちに清掃のうえ原状に回復し、その旨を係員に報告しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第9条 条例第19条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に同条第2項各号に規定する業務を行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条第1項第2号中「定める額」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第7条第4号中「その都度」とあるのは「市長の承認を得てその都度」する。

(様式)

第10条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、共創施設の管理及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例付則第1項本文に規定する施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、前項本文に規定する施行の日前においても、この規定の例により行うことができる。